

論点に対する回答

分野	行政手続における書面主義の見直し及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組（旅券発給申請手続）
省庁名	外務省
<p>「規制改革実施計画（令和3年6月18日）」に基づき、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組の対象となっている「旅券発給申請手続」について、以下の点をご検討・ご説明いただきたい。</p>	
<p>論点 1 旅券発給事務の概況について</p> <p>旅券の発給事務は、都道府県への法定受託事務であるが、多くの都道府県において、条例により市町村へその事務権限が委譲されている。</p> <p>【論点 1-①】</p> <p>発給事務所数や、事務を行う団体の別、財政状況等の概況について、具体的にご説明いただきたい。</p>	
<p>【回答 1-①】</p> <p>47都道府県に56の旅券事務所が設置され、一部都道府県では市町村へ再委託し、旅券申請を受理する事務所は合計で1238か所となっており、都道府県における再委託の態様は様々である。旅券事務は法定受託事務として都道府県の事務とされているところ、各事務所においては都道府県職員の他、会計年度任用職員、嘱託・委託職員が業務を行っている。市町村委託を行っている都道府県では、都道府県の証紙手数料2000円を財源として市町村に手数料を交付していると承知しているが、詳細な財政状況については、承知していない。</p>	
<p>【論点 1-②】</p> <p>事務受託先によって、行う事務内容やフローに差異があるのであれば、その差異の内容について、具体的にご説明いただきたい。</p> <p>また、その差異について、どの様な方法で把握しているのか、具体的にご説明いただきたい。</p>	

【回答 1－②】

旅券事務については処理基準等で統一的に定めており、基本的に、申請を受理し、審査の上、旅券を作成し、交付するといった業務フローに差異はない。

論点 2 旅券発給申請手続のオンライン化について

「デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」において、

- 領事業務情報システムを改修し、2022 年度（令和 4 年度）中から、オンラインによる申請を可能とする。
- その制度設計に当たっては、旅券の信頼性を維持しつつ、マイナポータルなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努める。
- オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証機能や顔認証技術等を活用する。
- 旅券発給に係る手数料について、2022 年度（令和 4 年度）中にクレジットカード決済等による納付を可能とする。
- 申請の際に添付を求めている戸籍謄抄本については、2023 年度（令和 5 年度）以降に整備が予定されている、法務省から発行される戸籍電子証明書を参照する仕組みを利用することによって、2024 年度（令和 6 年度）から、添付の省略を実現することを検討する。

旨が決定されている。

【論点 2－①】

マイナポータル及びマイナンバーカードを用いた申請から（顔写真や戸籍謄抄本等の添付書類の提出含む）、都道府県・市町村の発給事務所における審査、交付までの一連のフローについて、想定される将来像を具体的にご説明いただきたい（法定代理人等による代理申請の場合や、海外に滞在する日本人が領事館に申請する場合含む）。

その際、マイナンバーカードを用いることによってワンスオンリーが図られる項目・業務も併せて示されたい。

なお、本資料（論点に対する回答）への回答に加えて、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組において策定を求めている「対象事業の概要（ポンチ絵）」を示されたい。

【回答 2-①】

電子申請においては、マイナポータル上における申請により基本 4 情報（氏名、生年月日、性別、住所）が確実に転記され、変更不可とすることで、これらについては審査不要になることをはじめ、基本的にワンスオンリーが実現できると考えている（別添図ご参照）。

【論点 2-②】

「申請時の出頭回数の削減」の検討がなされているが、マイナポータル及びマイナンバーカードを活用した上で、情報連携による戸籍謄抄本の添付省略が実現すれば、申請時点は出頭・対面不要でオンライン完結させることが可能と考えるが、貴省の見解如何。

なお、デジタル化に当たっては制度の趣旨に立ち返った見直しが必要であり、旅券法の規定についても、必要な見直しを行うことが求められる。

● 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）

（一般旅券の発給の申請）

第三条 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に・・・中略・・・に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。（後略）

（旅券の交付）

第八条 第五条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が・・・中略・・・外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。（後略）

【回答 2-②】

戸籍電子証明書を活用した戸籍謄抄本の添付省略が実現すれば、旅券発給申請時点では、基本的に、出頭・対面不要にてオンライン完結させることが可能と考える。

【論点 2-③】

現在の検討では、旅券交付時（申請者視点では受取時）において、出頭・対面を求めることを想定していると承知している。出頭・対面を求める具体

的な理由をご説明いただきたい。

【回答 2－③】

旅券は、所持人が自国民であることを所属国政府が証明する国際的な公的身分証明書であり、不正取得は国際犯罪やテロにも繋がりをため、本人確認に関する国際基準（別添の国際民間航空機関による「本人確認ガイド」ご参照）を踏まえ厳格な審査を実施してきているところである。

電子申請導入後において、交付時における申請者の出頭は手数料の支払い及び切替申請の場合の現有旅券返納の機会となるとともに、申請者と旅券に記載された者との同一人性を対面で確認する唯一の機会となり、なりすまし、二重受給、国籍喪失・疑義など不正取得を防ぐ「最後の砦」としても機能し、もって、旅券の国際的な信頼性の維持を確保している。外務省の調査によれば、国際社会においても、旅券の電子申請を導入しても、申請時及び交付時の2回の出頭を維持する国が多数あり、申請時又は交付時に少なくとも1回は出頭が必要とする国に至っては大多数に及ぶのが実情である。

【論点 2－④】

論点 2－③に関連して、マイナンバーカードは発行時に対面によって厳格な本人確認を行っているところ、申請における本人確認に用いるのであれば、交付時に改めて出頭・対面を求める必要はないのではないかと。

また、マイナンバーカードの公的個人認証は、厳格な確認を行った上で、最新の基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）を利用するものであって、住所を把握することは可能であることから、配送による交付も検討可能であると考えます。貴省の見解如何。

なお、貴省が策定した「外務省デジタル・ガバメント中長期計画（2020年3月30日改定）」においては、「都道府県との調整結果を踏まえ、旅券の交付を配送で行うことを検討する（調整結果いかんによっては、導入時期は2024年度になる可能性がある）」とされている。

【回答 2－④】

御指摘のとおり、電子申請導入後において本人確認は申請時にマイナンバーカードの公的個人認証機能を利用すること等により行うこととしているが、論点 2－③で回答したとおり、旅券の特性や旅券の国際的な信頼性維持等に鑑み交付時の出頭は重要であると考えている。

配送については、現行制度の下では旅券事務所から送付する必要があり、誤発送防止等をはじめ作業負担が大きい等との理由から都道府県からの反対意見が強く、また論点 2-③で回答したとおり交付時の出頭は重要であることから、現時点で配送の導入は想定していない。一方で 2024 年度に導入予定の次世代旅券・集中作成の導入にあたり、配送を含む制度全般のあり方について、来年の通常国会における旅券法改正に関する議論も踏まえ改めて検討していく所存である。

【論点 2-⑤】

旅券発給に係る手数料は、国に対する手数料と都道府県（市町村）に対する手数料で構成されているが、具体的にどのようなスキームでキャッシュレス化を図る想定か、ご説明いただきたい。

また、速やかに申請者の負担軽減を図るため、窓口におけるキャッシュレス納付とオンライン納付のいずれも令和 4 年度中に導入されるべきと考えるが、貴省の見解如何。

【回答 2-⑤】

キャッシュレス化の制度設計では、国に対する手数料と都道府県分の手数料を一括で納付する仕組みの構築を想定している。

令和 4 年度以降に、まずは、旅券手数料のクレジットカードによるオンライン納付が可能となるよう、制度設計及び事業者を選定する調達プロセスを進めている。

その上で、オンライン納付の利用状況等も踏まえ、申請者の利便性向上の観点から、窓口におけるキャッシュレス納付導入等についても検討していく。

【論点 2-⑥】

戸籍謄抄本の添付省略が実現される令和 6 年度までの間においては、戸籍謄抄本をどのような方法で提出させるのか、ご説明いただきたい。

【回答 2-⑥】

マイナポータルでオンライン申請を受理した際の QR コード（スマートフォンに表示された画面または印刷物）を旅券事務所に提示するとともに、戸籍謄抄本の原本を提出する。申請者から受け取った QR コードを提示すれ

ば、戸籍謄抄本の提出は本人でなくても可とするよう検討している。

【論点 2－⑦】

論点 2－⑥に関連して、戸籍謄抄本の添付省略実現までの間において、出頭・対面による原本の提出を引き続き求めるのであれば、令和 4 年度からオンライン申請が開始されたとしても、申請時（戸籍謄抄本の提出時）及び交付時に 2 度の出頭・対面を求めることになる。

新型コロナの感染拡大防止や申請者の事務負担軽減等の観点から

- 申請時（戸籍謄抄本の提出時）に本人確認を行い、交付は配送とする
- 郵送による戸籍謄抄本の提出や、窓口の予約システムを導入する等を検討すべきと考えるが、貴省の見解如何。

【回答 2－⑦】

配送については、論点 2－④で回答したとおり、現時点では想定していない。

郵送による戸籍謄抄本の提出について、都道府県は、申請データとの突合や不備があった場合の対応などで負担増になる等の理由からその導入に反対しており実現の目途が立っていないが、申請者の利便性向上のため、オンライン申請専用の手続き窓口を設置する等、戸籍謄抄本の提出に時間をかけないよう制度構築に努めていく所存。

論点 3 審査事務の効率化・デジタル化について

オンライン利用率を大胆に引き上げる取組は、デジタル・ガバメント実行計画等で示された政府方針を踏まえ、行政内部における受付・審査業務等についても標準化・デジタル化を図り、一連の行政サービスフローをデジタル完結することを目指すものである。

【論点 3－①】

論点 1－②に関連して、旅券発給申請手続のオンライン化を一つの契機として、都道府県・市町村・発給事務所における業務を標準化したうえで、デジタル化を図るべきと考えるが、その具体的な取組内容や想定する効果（受付・審査業務に要する時間やコストの縮減、旅券交付までに要する時間の縮減等）をご説明いただきたい。

【回答 3－①】

例えば、オンライン申請における顔写真は、スマートフォンで撮影・アップロードすることで機械審査を可能とする。これにより、旅券用写真の規格に適合している写真がオンライン申請で提出可能となるため、写真に関する審査業務の削減となる。

また、オンライン申請で提出されたデータは、システム上で過去の旅券発給履歴等と自動突合し、不備の場合には、人の手を介さずとも申請システムから申請者に補正を求めることを可能とする。

さらに、マイナンバーカードの基本 4 情報はマイナポータルを利用することで確実に入力され、これを変更不可とすることで、これまで行っていた①住基端末による 4 情報検索や印刷、②旅券申請書に記載された 4 情報の目視確認、③クロスチェックの業務等が不要となる。

さらには、過去の旅券申請時の基本 4 情報以外の情報と突合することも可能とし旅券事務所の審査業務を支援する。

今年度末に一部の都道府県・市町村においてパイロットプロジェクトを実施し、これらについて具体的な効果を検証していく所存。

【論点 3－②】

論点 3－①に関連して、オンライン申請を促進するためにも、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、利用者がオンラインにより手続を行った場合の手数料を減額することを検討すべきと考えるが、貴省の見解如何。

【回答 3－②】

当面、電子申請と紙申請が並存することから、短期的にはコスト増の側面がある。また、国の経費については、システム開発、システムの維持管理コストが増えることから国の旅券事務に係る経費が大きく削減される見込みはない。

いずれにせよ、手数料は旅券法で定められており、電子申請導入などのため来年の通常国会において旅券法改正を検討しており、然るべく議論がなされるものと理解している。

【論点 3－③】

論点 3－①に関連して、旅券の発給事務は、法定受託事務となっているところ、標準化・デジタル化を徹底したうえで、国が発給事務を一元管理する等、より効率的な制度の在り方についても検討を開始すべきと考えるが、貴省の見解如何。

【回答 3－③】

標準化・デジタル化を進め、ご指摘のとおり、より効率的な制度のあり方についても検討して参りたい。

他方、地方分権の流れの中で都道府県から市町村への委任が大きく進んできたという沿革なども考慮しつつ、都道府県の意見を丁寧に聞きながら制度のあり方を検討していく必要がある点にも留意が必要。

論点 4 オンライン利用率引上げに係る基本計画について

【論点 4－①】

オンライン利用率を大胆に引き上げる取組では、一連の行政サービス改善の進捗状況を、第三者委員会や有識者に提示し、取組の妥当性・進捗度合等についてチェックを受けることを求めている。

チェックを受ける対象は具体的にどのような者で構成され、どのような頻度・内容の議論がなされているのか（なされる予定か）、ご説明いただきたい。

【回答 4－①】

将来の旅券行政の法的・政策的側面の検討を行う有識者で構成される「旅券行政問題研究会」を設置しており、この研究会を活用したいと考えている。メンバーは法律（国際法、行政法）、財政学、情報システム等を専門とする大学教授や旅券行政に関わる実務家などで構成されている。本年度は11月4日及び12月23日に開催。来年度以降も継続すべく予算要求を行っているところ。

【論点 4－②】

オンライン申請の利便性を国民に周知し、オンライン利用率を引き上げるとともに、マイナンバーカードの普及を促進する観点から、デジタル庁と連携し広報・周知の徹底を図る必要があると考えるが、貴省の見解如何。また、今後の具体的な予定について、ご説明いただきたい。

【回答 4－②】

旅券のオンライン申請の導入に当たっては、ご指摘の通りデジタル庁と連携して広報・周知を図っていくことが重要であると認識しており、毎週実施している同庁との定期協議などを通じ、マイナポータルデザインや事前の周知・広報のあり方について検討を加速化して参りたい。

【論点 4－③】

以上の論点 1～4 及び規制改革推進会議第 6 回デジタルWG（令和 3 年 12 月 15 日）での議論を十分に踏まえたうえで、必要な課題やアクションプランを盛り込み、オンライン利用率引上げに係る基本計画を速やかに策定・公表することが必要と考えるが、具体的な期日をご教示いただきたい。

【回答 4－③】

本日の議論を踏まえ、可能な限り明年 1 月末を目処に基本計画をまとめるよう努めて参りたい。